

令和 2 年度における保険料率の方向性（案）

1. 疾病保険料率について

近年、被保険者数、平均標準報酬月額が増加傾向にあること等の影響もあり保険料収入が増加しており、現時点では、現行の保険料率を据え置いた場合、令和 2 年度の単年度収支差は約 56 億円の黒字、中期的収支見通しにおいても令和 7 年度まで継続して黒字となる見通しである。

しかし、

- ① 被保険者数は、平成 27 年度以降は対前年度比で微増となっているが、漁船の被保険者数は依然として減少傾向が続いている。汽船等の被保険者数についても、近年は若干の増加傾向で推移しているが、今後は労働人口全体が減少すると見込まれている状況であり注視が必要である。
- ② 平均標準報酬月額は、平成 23 年度以降は対前年度比で増加傾向にあった漁船の平均標準報酬月額が、平成 30 年度より横ばいになり、令和 1 年度より減少傾向に転じた。汽船等の平均標準報酬月額については若干の増加傾向で推移しているが注視が必要である。
- ③ 医療費は医療技術の進歩、高額な新薬の保険適用等により、今後、増加していくと想定され、船員保険においても同様と考えられる。

以上のことから、船員保険の財政状況は、現時点では比較的安定してはいるものの、中長期的な観点から慎重な財政運営を図る必要があり、令和 2 年度の保険料率は、現行と同率の 10.10%としたい。

2. 災害保健福祉保険料率について

現時点では、現行の保険料率を据え置いた場合、令和2年度は、単年度収支差が均衡するが、令和2年度以外の年は赤字が見込まれている。一定の準備金を保有していることから、令和2年度の保険料率は、現行と同率の1.05%としたい。

3. 介護保険料率について

年末に国から示される介護納付金の額及び介護保険第2号被保険者の総報酬額により、機械的に算出されるものであり、現時点では、令和2年度は1.69%になる見込みである。(現行保険料率(1.61%)より0.08%増加)

(参考) 船員保険料率のこれまでの状況について

船員保険事業が全国健康保険協会に移管されて以降、疾病保険料率については、平成 24 年度、平成 25 年度に引き上げを行ってきたが、被保険者負担分については、平成 19 年の法改正時の特例措置として、「被保険者の負担を軽減するため必要があるときは、準備金から繰入れを行うことにより、期間を定めて保険料率から 0.5%までの範囲内で協会が定める率を控除して保険料率とすることができる」（以下「被保険者保険料負担軽減措置」という。）こととされたことから、被保険者負担分の引き上げ率と同率を加えた控除率にすることにより、被保険者負担率は据え置かれてきている。

船舶所有者負担分についても同様に、疾病保険料率の引き上げ時には、災害保健福祉保険料率を同率引き下げることによって、船員保険料率全体の負担率は据え置かれてきた。

被保険者の保険料負担軽減措置については、平成 31 年 3 月の協議会において、令和 4 年度から 0.1%ずつ控除率を引下げていく旨の合意がされている。

○船員保険一般保険料率の推移

	平成 21～23 年度	平成 24 年度	平成 25～令和 1 年度
疾病保険料率	9.40%	9.80%	10.10%
被保険者負担分	4.70%	4.90%	5.05%
被保険者負担率	4.55%	4.55%	4.55%
控除率	0.15%	0.35%	0.50%
船舶所有者負担分	4.70%	4.90%	5.05%
災害保健福祉保険料率	1.40%	1.20%	1.05%
船舶所有者負担分	1.40%	1.20%	1.05%
保険料率合計	10.80%	11.00%	11.15%
被保険者負担分	4.70%	4.90%	5.05%
被保険者負担率	4.55%	4.55%	4.55%
控除率	0.15%	0.35%	0.50%
船舶所有者負担分	6.10%	6.10%	6.10%